

免
神
八
十
四
下

明治七年六月

外國電報錄

內史課

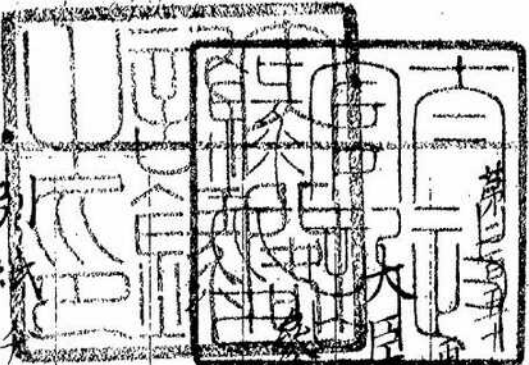
第十一類
九冊
架
一〇函

大正

2 A
34-9

記

368



第三百九十九号
再按

六月二日

同五日決

三條島津

議 寺嶋大木安芳

庶務課長

土方岩谷

用度課長 川北

別紙ヤツパンメール社主ホーウヰルハ申越
候重大事件電報太政官江取寄セ方之義御許可
相成候ニ付テハ左之通同人江返翰差遣其段外
務省工部省江御達相成且右代價并郵便賃共正
院定額金之内ヲ以相拂可然哉猶此段相伺候也

大
文

返翰案

御手簡致披見候然ハ貴下今般ハロシリユ一
テル之代理人ト約定取結歐洲ヨリ支那江差
送候重大事件ノ電報ヲ日本江相通候様被取
極候、付テハ太政官モ電報取寄ノ中ニ加入
被致度尤右代價ハ郵便賃ヲ除キ一ヶ月貳弗
ノ旨且右電報ハ一週間三四度以上可有之旨
御来意之趣致承知候則太政官於テモ右加入
可致候間可然御取計有之度及御依頼候右回
答如斯候也

明治七年六月 日

土方大内史

ウシホーウニル貴下

外務省江往復案

工部省

キヤツパンメル社主ウシホーウニル日
土方大内史江書翰ヲ以テ歐洲ヨリ支那江指
送リ候重大事件電報取寄中江太政官加入
之義申越之通許諾致シ即チ同人ヨリ別紙之
通返翰差遣候條此旨為御心得申入候也

其旨趣... 大臣... 参議... 庶務課長... 五月廿八日... 同三十一日決

第五百十九号 五月廿八日

同三十一日決

大臣

参議

庶務課長

チャツンメール社主ウシホーウエル分別紙之
通書翰ヲ以テ欧州ヨリ支那江差送候重大事件
ノ電報今般御國江モ相通候様約定取極候ニ付
テハ太政官モ右電報取寄人ニ加入候様致度段
請求之通御許容可相成哉仰高裁候也

但御許允相成候ハ、ホーウエル江返書且

外務省工部省等江御達案取調可相伺候也

以手紙拜呈仕候然者私儀今般ハロシユウテ
此ノ代理人ト約定取結ヒ歐洲ヨリ支那江差送
候付而者太政官モ右電報取寄人ノ中ニ相加ヘ
申度御許容有之候様奉願候尤モ右代價ノ儀ハ
郵便賃ヲ相除候而一ヶ月貳弗ニ有之且右電報
ハ一週間三四度以上有之可申ト被存候依テ今
朝相届候第一号電報差進ニ如斯御座候也

千八百七十四年

五月廿五日

工部皇系反側可自同侯也

ウ、ジ、ホ、ウ、エ、ル

土方大内史殿

カニシキノイフ

チヤツバシキル社ニヨリ、ジホーウエニヨリ、ミヤ
チ由史也、ミヤヲミル、ミヤニシテ、ミヤノミヤ
ミヤノミヤニシテ、ミヤノミヤニシテ、ミヤノミヤ
中ノミヤノミヤニシテ、ミヤノミヤニシテ、ミヤノミヤ
ミヤノミヤニシテ、ミヤノミヤニシテ、ミヤノミヤ
ミヤノミヤニシテ、ミヤノミヤニシテ、ミヤノミヤ
ミヤノミヤニシテ、ミヤノミヤニシテ、ミヤノミヤ
ミヤノミヤニシテ、ミヤノミヤニシテ、ミヤノミヤ
ミヤノミヤニシテ、ミヤノミヤニシテ、ミヤノミヤ



外務大臣

文官日申

外務省

第一号

取寄人電報 但し取寄人ハ為ノ
發出スルモナリ

千八百七十四年五月廿三日倫敦ヨリ

江戸ニ在ル日耳曼公使フラン、ブランド氏

北京在苗江轉任セリ

文

六月九日夜半
議院中ノ告白書ヲ出タシ共和政
治ノ布告アラシカニ或ハ議會ヲ解カシカ此兩
様ノ中ヲ望ミ又云フライトセントル亦議院中
モシ確定セル共和政治ニ同意セズシハ情テ之
ト連合セズト

龍動六月九日夜半

第二号

レウトルス電信報(印刷頒布シテ出銀者ノ用

ニ供ス)

龍動六月九日夜半

巴勒ヨリ左ノ事ヲ報知ス

レウト、セント

議院中ノ名

告白書ヲ出タシ共和政

治ノ布告アラシカニ或ハ議會ヲ解カシカ此兩

様ノ中ヲ望ミ又云フライトセントル亦議院中

モシ確定セル共和政治ニ同意セズシハ情テ之

ト連合セズト

一、議院日々集會シテ暴動多シ、昨日カンベ
外氏執政ノボナパルト党ヲ愛スルヲ責メ又ホ
ナパルト党ヲ目シテ困窮者トナス依テ騒動起
ルト雖モカンベ外氏言バヲ替ヘルヲナシ
アルホンソニ属スルカルロス党八千人敗ラル

第三号

レウトルス電信報(印刷頒布シテ出銀者ノ用
ニ供ス)

龍動千八百七十四年六月十一日

巴勒 議院日々集會シテ暴動多シ、昨日カンベ
外氏執政ノボナパルト党ヲ愛スルヲ責メ又ホ
ナパルト党ヲ目シテ困窮者トナス依テ騒動起
ルト雖モカンベ外氏言バヲ替ヘルヲナシ
アルホンソニ属スルカルロス党八千人敗ラル

東京太政官

土方大内史様

以上二号六月十二日達ス

第四号

レウトルス電信報

龍動千八百七十四年六月十三日

巴勒六月十二日 議院ノ説ニツニ分レ否トス
ル者二百四十八人可トスル者三百三十七人ニ
シテ撰舉人ノ年齢ヲ二十一歳ト確定シ地方決
議ノ一條ヲ廢スルニ決ス

マルシヤルマクマホン謁見ノ席ヲ開キ日本ノ
大使モ亦其席ニ預^カレリ

ホーセンノ大教長其私有物ヲ沒收サレタリ

カンベタ氏ホナバルト黨ヲ嘗リシニヨリ巴勒
及ヒウエルサイルニ於テ騷動益增長シ諸黨ノ憤
怒倍烈シ○昨日午後巴勒ノ中、ヘルサイーヘノ
鉄道ノ盡処ヲ警保ノ管理人堅固ニ衛リシニ諸
人コ、ニ群集シタリ○コイントセイシクロア
ト云フ者カンベタニ近寄り杖ヲ以テ之ヲ毆撃
シ自ラ直チニ捕ヘラレタリ

第五号

一千八百七十四年六月十三日「ウトルス」

パリ電報

曩ニ記載セシパリ及ヒウエルサイル鐵道館
ノ騷擾再發シ邏卒嚴シク之ヲ制止セリ
國會議院ノ左黨内務卿カ拿破崙黨ノ處置太夕
寛典ニ失スルニ付キ之レヲ信任スルニ足ラサ
ルノ議案ヲ発シ之レヲ議負ノ衆議ニ掛ケシニ
之レヲ否トスル者三百七十七名之レヲ可トス
ル者三百二十六名遂ニ此議案ヲ排斥セリ

佛蘭西政府十四日ノ閣會議院ノ集會ヲ弭メ
タリ
拿破崙黨ノ新聞紙「^レパリス衆人ヲ盛怒スヘキ箇
條ヲ其新聞紙ニ掲ケタルニ付キ之レヲ糾弾ス
ルノ企アリ且ツ「^レラペル」及ヒ「^レチニウイエモ新聞
刊行ヲ禁セラレタリ

以上二号十七日翻譯局ヨリ廻ル

第六号

リユトル電報

六月十六日(多分此日ナラン)倫敦ヨリ
佛國左側中央党ハ共和政治ヲ布告シ大統領七
年間在職ノ法ヲ確定シ且憲法ヲ改正スル議案
ヲ持出セリ又右側中央党ハ之ニ同意スト雖モ
猶狐疑ス○右側改革党ハホナバルテ党ヲ壓伏
セント願フ議案ニ左擔ス
六月十七日(多分此日ナラン)倫敦ヨリ
議院ニ於テ左側中央党ノ議案ヲ至急議セシ

大文

カ其時ノ動搖頗甚シ○議院ハシヤムホール公
ノ復位ヲ助クル議案ヲ棄却セリ○コント、サン
クロワハ罰金ヲ課セラレ且六ヶ月獄ニ繋カル
可キ刑ニ處セラル
コンシヤハ三万ノ兵口率ヒテカルロス党ヲ襲
ヘリ

十九日翻譯局ヨリ廻ル

第七号

リユウトル氏電報

六月十四日倫敦ヨリ

上院ニ於テ司法裁判議案ヲ論シタリシカ上院
ニテ控訴裁判ノ權ヲ保有ス可キ改正ノ議案ヲ
棄卻シタリ

下院ニ於テハ政府製造所議案ヲ再度讀上ケタ

リ

廿四日譯局ヨリ廻ル

六月十四日 龍動千八百七十四年六月廿六日
レウトル電報
龍動千八百七十四年六月廿六日
下院ニ於テプリムソル君ノ主張スル所ノ商船
條例第二回ノ讀上ケノ時之ヲ可トスル百七十
人之ヲ非トスル者百七十三人ニシテ遂ニ議ヲ
止メタリ
政府モ亦右ノ條例ヲ拒ミ且欽命委員ノ上奏ス
ル所ヲ速カニ熟考セント是亦政府ヨリ達シタ
リ

第八号

レウトル電報

龍動千八百七十四年六月廿六日

下院ニ於テプリムソル君ノ主張スル所ノ商船
條例第二回ノ讀上ケノ時之ヲ可トスル百七十
人之ヲ非トスル者百七十三人ニシテ遂ニ議ヲ
止メタリ

政府モ亦右ノ條例ヲ拒ミ且欽命委員ノ上奏ス
ル所ヲ速カニ熟考セント是亦政府ヨリ達シタ
リ



女王九月ニシント、パートルスヒユルクニ往ク
ハシト諸人期望セリ

佛蘭西ニ於テ皇太子ノ寫真ヲ賣ルヲ禁ス

右六月末相達候處譯文紛失ニ付再ヒ七月
四日翻譯局ヨリ寫相取候事

第九号

リウトル電報

兼テ注名入金ノ看官ノニハ別殿報告
ス

昨日コンカエステラニ近キマラウニアルカル
リス黨ノ城堡ヲ攻メテ戦死セリ○共和政府ノ
兵隊伍ヲ乱サス引揚タリ○ジュバラコンカニ代
ハル○二十九日エステラノ戦ニ共和軍終ニ大
敗シ○死亡四千人ニ及フト云フ○士官死スル
者多シ兵器ハ奪ハレス全軍レリムニ退ケリ

大
次

ハシ
○レジチメート黨暗ニセプテナート黨ト
通スルヲ以テマルシャル、マクマホン怒ヲ生セリ
○其日沙汰アリテ練兵ノ兵隊ハ賞詞アリ曰ク
陸軍ヲ以テ七年間ノ治ヲ保ツヘシト

七月五日譯局ヨリ廻ル

第十号

レウトル電報

龍動七月四日

郵便局ノ長官サウサンプトン蒸氣船ノ事ニ付
キ半島及ヒ東方會社ト共ニ條約改正ヲ調ヘタ
リ依テサウサンプトン蒸氣船ハ向來「スエス河
道ヲ徑テブリンゲシ」ノ郵便物ヲ送ルヲ許サレ
タリ

右ハ日廻ル

大
文
書

二十一日

リニエトル氏電報

コルホルシハ七月中旬香港ニ向テ出立ス。驛
 遊長ハヤニンシラル及ヒヨリーニタル社中ト
 改正條約ヲ借ヒタリ。ワウサントニノ蒸氣船
 ハ二十日時間ニアリシガシノ郵便ヲ以テ壱割
 ヲ通りタリ
 荷蘭ノ上院ハアキニ戦闘ノ書類ヲ討論ス可キ
 建言ヲ擧テ棄却セリ
 英國ト院ニ於テポット氏愛爾蘭ノ之ヲ限りタ

ル事勢ヲ論定スル為ノ愛爾蘭議院ヲ復立シ不
 別類係休ニ管係セル事勢ハ從前通り英國議院
 ニ於テ決定ス可キ旨ヲ建言セリ。ポット氏ハ
 此建言ノ英吉利ノ為メニ危ク且愛爾蘭ノ為メ
 大害アルヲ述ヘテ之ニ抗言シタリ。コ
 ド、ハリーニグトニ氏ハリベラルル為メ愛爾
 蘭自主ノ制度ニ抗言シ此種議ヲ棄ル未暇日迄
 延ハシタリ

七月十四日

大英

Handwritten text in vertical columns, likely a news report or official document. The text is dense and difficult to read due to the cursive style and fading.

第十二号

リユウトルノ電報

英國一季ノ歳入ハ千七百万^{ラ磅}ナ及ヒ百万ノ八
分ノ五ナリ
ル、ペイト号スルホナ^リテ党ノ新聞紙ハ其罪
ヲ免サル
ロード、デルバイ氏ノ言ニ英國ハブラツセルス
ノ會議決定ニ同意スト雖モ交戦國ノ交際ヲ規
定スル萬國公法殊ニ海上戦争ノ萬國公法ハ敢
テ之ヲ論議セス且ツ曖昧タル新約定ヲ結ブ

ヲ肯セスト

英國ノ名代人ハ真ノ全權欵差ニ非ス唯僅カニ
會議ノ處置ヲ檢視スル為メ其任ヲ受ケタリ
クウヲール死ス

右十七日廻ル

第十三号

リユートル電報

千八百七十四年七月十六日倫敦ヨリ發
ス

伯靈ニ於テ當七月十四日プリンズヒスマルク
ヲ暗殺セント畱リシ者アリタリ是レ桶匠ノ傭
工ナリシカ爾後其主意ヲ白状シタリ

當七月十五日チカゴニ恐ル可キ大火起リ延焼
ノ家數二十五行ニシテ漸ク鎮火シタリ具損耗
ヲ概算スルニ四百萬トララルニ下ラス

右十九日廻ル

第十四号

別段報告

（千八百七十四年七月十六日倫敦ニ於テ）
巴里斯新聞紙ニカク國會ノ夏ヲ議シタルニ曰
テ十四日間發兌ヲ禁セラレタリ
地方規則一新ノ為ニ普魯士東部ニ騷擾ヲ起セ
リ
ドルレガレ共和黨ノ倂慮ニ就ク者數人ヲ死
罪ニ處セリ
ドルレガレ一省怒ナク戰ヲ為スノ意ヲ告示セ

廿二日廻

第十五号

リユウトル電報

七月十八日夜半倫敦ヨリ

政府ノ處置振ニ付キ佛國內閣ニ於テ爭論アリ
内務卿「ルウエ」氏辭職ス

「カルロス」党「キユエ」ンカヲ攻取レリ○西班牙政
府ハ豫備兵拾二萬五千人ヲ呼出シ全國ヲ軍律
ヲ以テ處ス可キ旨ヲ布告ス○「カルロス」党ノ財
産ハ悉ク官ニ沒收ス

六月

明治二十一年七月廿五日倫敦
今日三ノストル等ノ宴席ニテ
昨日三ノストル等ノ宴席ニテ
三ノストル等ノ宴席ニテ
今日三ノストル等ノ宴席ニテ
今日三ノストル等ノ宴席ニテ
今日三ノストル等ノ宴席ニテ
今日三ノストル等ノ宴席ニテ
今日三ノストル等ノ宴席ニテ
今日三ノストル等ノ宴席ニテ

第十六号

リウトル電報

社中用ノ為ニ別ニ印刷発行ス

千八百七十四年七月廿五日倫敦

昨日三ノストル等ノ宴席ニテ三ノストル、チスラ
エリノ言ケルニ英國ノ親好ヲ求ムル者今日ヨ
リ多キハナシ此勢ヲ用ヒテ以テ世ノ太平ヲ計
レトモ空言以テ其心ヲ安ンスヘカラスト蓋シ
チスラエリハ世界ノ安危ニ関スル事件ヲ英國
ニテ傍觀スルノ説ヲ棄テ英國ノ權勢能ク用ヒ

天
文

テ各國ノ争鬪ヲ和解スルヲ得ヘシト為スナリ

以上二号不参中ニ付達日失念廿九日追記

第十七号

レウトル電報

(社中用別段印刷)

下院挙テ異議ナク年々二万五千ポンドヲブリ
ンスレヲポルトニ奉給スルヲ可トセリ
ペニシジュラル、エンド、オリ、インタタル高社ノ助勢
金二万ポンドヲ減シ謝金ヲ廢セリ
千八百七十四年七月廿六日倫敦

水
文
書

レウトル電報
社中用別段印刷
日耳曼ノ使節境上ノ視察ヲ嚴ニセサルハ船隊
ヲ西班牙ノ北部ニ遣ハサントスル日耳曼ノ意
ヲ佛蘭西政府ハ告ケタリ
一千八百七十四年七月三十日倫敦
以上二号八月四日廻ル

第十八号

レウトル電報

社中用別段印刷

日耳曼ノ使節境上ノ視察ヲ嚴ニセサルハ船隊
ヲ西班牙ノ北部ニ遣ハサントスル日耳曼ノ意
ヲ佛蘭西政府ハ告ケタリ
一千八百七十四年七月三十日倫敦
以上二号八月四日廻ル

大正
政
府

千八百七十四年七月三十一日倫敦ヨリ

佛國ノ官吏ハ西班牙ノカルロス党ヲ助ケレリ

一切ナシト云フ

英國ノ太平洋兵船隊ハ「グアテマラ」國ヨリ償金

ヲ出サレムル為メ「パナマ」ニ會スヘキノ命ヲ受

ケタリ

達日失念侯考

追ハ月五日

記

リユウトルノ電報

千八百七十四年七月三十一日倫敦ヨリ

佛國ノ官吏ハ西班牙ノカルロス党ヲ助ケレリ

一切ナシト云フ

英國ノ太平洋兵船隊ハ「グアテマラ」國ヨリ償金

ヲ出サレムル為メ「パナマ」ニ會スヘキノ命ヲ受

ケタリ

達日失念侯考

追ハ月五日

記

九月廿八日
英國、公平法典編纂
一、九月廿八日
附圖、官吏の由來
十八百廿四年十月三十一日
「ロエカ」の編輯
九月廿八日

第二十号

リウトル電報

社中用別段印行

有名ノアピシニヤ游歴者トクトルヒーキ死セ
リ
下院ニテ「ヤニンジュラ」及ヒ「オリインタル」
條約ヲ議定セリ
佛蘭西ノ會議延期ス
佛蘭西政府一層境上ノ警備ヲ嚴ニスルノ命ヲ
出セリ

グラースイーンノ法司等トクトルキニリーガ
誹謗ノ書ヲ作ルヲ以テ之ヲ除席セリ(其書ハ疑
問ナルカ英人ト題スル者ナルカ)

八月十七日廻ル

第廿一号

レウトル電報

(左ノ電報ハ鏈ノ修復中ニ付キ大ニ延引シテ
今始メテ到来セリ)

龍動千八百七十四年八月十二日

ロマニヤニ於テ騒動起ル○ローマフロレンス
ナールスノ三地ニ於テ捕縛ニ就ク者アリ

バセイン氏遁逃ノ事

バセイン氏去ル日曜日ノ夜イールマルゲリツ
トヲ逃レ出テイタリヤへ出帆ノヨシノ船ニ乗

シテ去レリ

第廿二号

レウトル電報

上海千八百七十四年八月十九日

上海ヲ以テ入簿取扱ノ港トナス

英吉利佛蘭比耳義ノ三國西班牙ノ共和政治ヲ

認

マルシマルハセイン逃レテコロロギユニ到

ル

カルロス黨マドリットサラゴツサ兩地ノ間ノ

鏡道ヲ毀ツ

以上二号廿二日廻ル

第二十三号

リユウトル電報

千八百七十四年八月二十日倫敦ヨリ

瑪魯兩國の契約ニ從テ西班牙政府ヲ認ケルヲ

ヲ承諾セリ

三帝ハ諸般ノ交際上ノ處置ヲ決議スル為メ伯

灵ニ会合ス可レ

八月二十九日 同ル 九月二日 追記

九月 廿五日

三、今令之

主務、許願、又、新上、敬請、恭候、為、

奉、

敬、普、同、願、又、此、等、由、理、本、報、務、

千、一、百、五、十、四、年、八、月、二、十、五、日、

二、日、

第、二、十、四、号

第二十四号

リユートル電報

龍動千八百七十四年八月二十五日

シヤウ井リアム、ハ、ル、バ、イルン、死去セリ

ロシヤハセ子バノ集會ヲ盛大ニセントテ告白

書ヲ出セシガブラツセルス會議之ヲ取用ヒカ

大 文

九月十三日
龍動千八百七十四年九月六日
リユートル電報
龍動千八百七十四年九月六日
リユートル電報

第二十五号

リユートル電報

龍動千八百七十四年九月六日

シシリイニ於テ動乱增長スルニ因リ兵隊ヲ遣
リタリ

首相ガハラス辞職シ今度ノ首相ハサカス夕之
ニ任ズ内務宰相ハバドヤ之ニ任ズ但シ軍務宰
相會計宰相植民外國事務宰相ハ故ノ如シ

以上二号達日失念九月十三日追記



Handwritten text in vertical columns, likely a news report or official document. The text is written in a cursive style and is partially obscured by the binding of the book. It appears to be a continuation of the news on the opposite page.

第二十六号

リユートル電報

千八百七十四年九月八日倫敦

シヤン、トリ、氏ハ馬德里在留佛國公使ノ職ニ

任セラレ

カルロス黨ハヒルギアニ迫リ日耳曼ノ砲船ニ

打掛ケタリ因テ其砲船ヨリモ之ニ答ヘテ發砲

シ破裂丸二十四箇ヲ府中ニ發セリ

ユニベルス新聞ハセルラノ氏ヲ誹謗シタルニ

因リ出板ヲ差止メラル

北亞米利加ト電報通信ヲ復スルヲ得タリ

第二十七号

リユートル電報

千八百七十四年九月十一日倫敦

カセルナハ北部陸軍總督ニ任セララル

プエ井セルカ敗北シテカルロス黨ノ氣勢大ニ

挫折シアラゴンニ於テモ擊ヲ退ケラレタリ

ミストル、パウンスホルト開拓使ノ三等下秘書

官ニ任セラレタリ

東部ノ大鐵道ニテ瀛車衝突シテ死亡十九人傷

者三十人アリ



以上二号達日失念九月廿二日追記

第二十八号

リウトル電報

千八百七十四年九月十八日倫敦

日耳曼地刺ノ二公使各其委任状ヲセルラノ
ニ示シテ永ク兩國ノ親睦ヲランコトヲ誓願ス
マルシヤル、マクマホン佛國ノ北部ヲ巡幸シ衆
庶ノ祝辞ニ答ヘテ断然意ヲ決シ己レノ職ヲ盡
シテ諸黨ノ正中不偏ナル者ト共ニ事ヲ謀ラン
トノ旨ヲ述ヘリ

シヨールナルデ、デバートツト稱スル新聞紙ハ共

和説ニ左祖セザル者ハ皆尊王家ノ徒ナリトノ
論ヲ主張スルヲ以テ其刷印ヲ禁止セラレタリ

九月廿三日廻ル

第二十九号

「リユウトル」氏ノ電報

千八百七十四年九月十八日倫敦ヨリ

米國ニユウラルリンズ府ニ騷擾起リテ死傷
数人アリ白人終ニ敗レテケルログ氏總督ノ職
ニ即ケリ

同月十九日倫敦ヨリ

一揆終ニ鎮定シケルログ氏更ニ其職ニ即ケリ
西班牙ノ戦争更ニ始マリカルロス党ハ魯帝ヨ

リカルロスニ其志ヲ同ウスル旨ヲ記セシ書ヲ
贈リタリト云フ

大統領マクマホンハ巴理斯ニ歸レリ北部ノ諸
州ニ於テ同氏ヲ接遇スル頗ル懇切ナリ
土耳其ノ外債一條首尾ヨク整ウタリ

十月一日未ル

第三十号

リユートル電報

倫敦千八百七十四年九月三十日

七年黨ノ議負選舉ヲ願フ者メイン、ロールノ兩
州ニ於テ皆志ヲ得ス諸人之ヲ見テ重大ノ事件
ト作ス

テンマークノ激黨スレヌウ井グヨリ放逐サル
依テ大ニ物議ヲ起シタリ
ウエールスノ太子英國協救社^社ノ社長ニ選マレ
之ヲ承諾シタリ

シロガレイ氏ノアイルランド行ハ氣管病ノ夕
メニ延引シタリ

達日失念

第卅一号

レウトル電報

千八百七十四年十月三日龍動ヨリ

アラテイ号船錨細ヲ失セタルニヨリテ歸
タリ

火藥ヲ積込ミタル船リトセントスノ遊園ニ近
キ所ニテ爆發シテ沿河ノ家屋ヲ破損スルヲ甚
タ多シ

八日未ル

大文

イタリヤノ共和主義者トシテ有名ナルガリッポリニ
ノミテハ共和主義者トシテ有名ナルガリッポリニ
ノミテハ共和主義者トシテ有名ナルガリッポリニ
ノミテハ共和主義者トシテ有名ナルガリッポリニ
ノミテハ共和主義者トシテ有名ナルガリッポリニ
ノミテハ共和主義者トシテ有名ナルガリッポリニ
ノミテハ共和主義者トシテ有名ナルガリッポリニ
ノミテハ共和主義者トシテ有名ナルガリッポリニ
ノミテハ共和主義者トシテ有名ナルガリッポリニ
ノミテハ共和主義者トシテ有名ナルガリッポリニ

第卅二号

リユウトル氏ノ電報

千八百七十四年十月八日倫敦ヨリ
コウント、アルニムハ証書類ヲ引留メタルカ為
メビスマルク公ノ命ニテ捕ヘラレタリ
ドン、カルロスハ騒乱ノ時傷ケラレタルノ評判
アリ○佛國州會議員ノ選舉ニハ守旧党多分選
マレタリ

十二日来ル

大文

十一月廿一日
イロノ御國所會館員ノ選舉ニハ各町長ノ公選
ノ事ハ口入ノ御話ノ相討チテ之ヲ公選ノ
ノ事ニシテ公ノ命ニテ御入レテ之ヲ
ノ事ノ事ハ公選ニシテ監査員ノ任留メテ之ヲ
千八百七十四年十月八日創設
リニシテ之ヲ公選ノ事
...

第三十三號

リニウトル氏選報

千八百七十四年十月十八日倫敦ヨリ

大統領ゲラントハ再度ノ選舉ヲ欲セズ

西班牙ノ特命全權公使ハ其委任状ヲ佛國外務

卿デカーツニ呈セサリシ

エチンボル工公ノ夫人安産シテ男子ヲ奉ケタ

亞米利加ニテテモクラー卜党三人國會中ニ選

大政

奉サレタリ其中二人ハイシゲアト州ヨリ出テ
タリ

十月廿三日來ル

第三十四号

「リユウトル」電報

千八百七十四年十一月四日香港ヨリ

日耳曼アルニム侯ハ一萬五千「ポンド」ノ保証金
ヲ出シテ假リニ其罪ヲ赦サレタリ

日耳曼帝ハ議院ヲ開キ本國ノ外國交際ハ親睦
ニシテ強大國ノ互ニ和親スルハ泰平ノ繼續ス
ヘキ確固タル保証ナリト云ヘリ

キユルマンハ嘗テヒスマルクヲ暗殺セント計リ
タル罪ヲ以テ二日間鞠問セラレシカ終ニ其罪

ヲ白状セリ然レモヒスマルクカ僧徒ヲ虐スル
ニ因リ之ヲ殺サントセシヲ云ヘリ依テキユルマ
ンハ十四年閏ノ禁錮十年閏民權ノ剝奪及ヒ警
視監察ノ刑ニ處セラレタリ

中

達日失念十一月九日追記

第三十五号

リユートル電報

ナナサヒブグワリオルニ於テスシンジャ王ニ
捕ラハレ今歐洲人之ヲ護衛ス此者印度地方ニ
於テ悪業ヲ働キタルナナサヒブタルヲ疑ナシ
此者クータンアサムバレールリ一等ノ國々ヲ
遍歴シタルト見ヘタリ然シ子ポールニハ行
カガリシ

彼レノ年齢ニ付キテ諸説紛々タリ千八百五十
七年ニクワンポールノ外科醫トレシッドルハ彼レ

ヲ見誤リタリ其他スシンジャノモ一ブレ、ト
ンプリン等ノ人々ハ彼ヲ愚業ヲナセシナナ、サ
ヒブナリト云ヘリ

右ナナサヒブニ關係アル人々ノ為メニ出
版シテ公告ス

ボンヘー十月二十八日

第三十六号

リユウトル電報

十月末迄ニスペインニテナシタル請求相届カ
サレハ、、、(此處ノ文来タラス)夏ノ趣
ヲ暗ニ知ラレメタル書翰ヲヒスマルクヨリ佛
國ニ送レリ

デカゼス國ノ為メニ取り設ケタル會議ヲ保護
ス可キ特命ヲマクマホンヨリ受ケテホルド
ヨリ發セリ

十一月六日

上海

以上二号十一月八日来ル

第三十七号

リユウトル電報

一千八百七十四年十一月三十日ロント

ヨリ

昨日ハイマツス祭ノ名ノ後アルチビシヨツアマシニ

ング氏其告文ヲ讀テ衆ニ告テ曰ク凡ソ純精ノ

思意ト法王確實ノ教ヲ奉セサルモノハ盡ク真

ノ羅馬教中ノ人ニアラス

プリンスビスマルクハ法王ノ親戚ト共ニ僧侶

ノ約定ニ因テ方サニ其修整ヲ為サンヲ求ム

大文

十二月三日來ル

第三十八号

リユウテル電報

千八百七十四年十二月一日倫敦ヨリ

佛國議院集會セリ但シ其處置ハ嚴肅ナリシ

其議院ノ諸党ハ來ル一月迄憲法ノ論議ヲ延ハ

スヘキ旨ヲ協議セリ

ヒスマルクカ日耳曼議院ニ於テ演述セシ語ニ

曰ク日耳曼ノアルサス及^ヒロルレイン二州ニ對

セル處置ハ獨リ帝國ノ權利ヲ以テ其趣旨ト為

ス可シト

同 四日來ル

第卅九号

レウトル電報

千八百七十四年十二月十二日龍動ヨリ

ゼ子ラールグラント支那人移住ノ要件ニ付律
法ヲ立ンテヲ發議シタリ

千八百七十四年十一月十二日香港ヨリ

モンガル号船横濱ヲ指シテ出帆セシカ駛ル
既ニ二時ニシテナインピンニ於テ覆没シ船將
夫婦役人三名溺死セリ是時死ヲ免カレタル者
十四人ナリト云フ

同十五日来ル

第四十号

リユウトル電報

千八百七十四年十二月十四日「カルク」ヨリ
ナナサヒブナラントノ疑ヲ受ケシ者數日間鞠
問ヲ受ケシカ終ニ其人ニ非ルハ証判然タルニ
申リ其罪ヲ赦サレタリ

大正
西
千八百七十四年十二月十四日
リユウトル電報
千八百七十四年十二月十四日
リユウトル電報

第四十一号

リユウトル電報

千八百七十四年十二月十五日倫敦ヨリ

コウントアルニムノ各類中ニ千八百七十二

十二月中ノヒスマルクヨリノ来書ヲ見出セシ

カ其旨ノ趣旨ハ立君政体ハ更ニ各國君主ノ會

盟ヲ復シ人民ノ為メ危害アルニ因リ共和政体

ヲ以テ最良ノ政体ト為スニ在リ

ユル夕ラモンテ
「王党」
「羅馬法新聞」
セルマニアノ

編輯者(但シ此人ハ日耳曼議院ノ定員中ナリ)ハ

出板律法ニ違背セル罪ヲ以テ捕縛セラレ一ケ
年間禁錮ノ刑ヲ申渡サレタリ

以上二号十八日来ル

第四十二号

リユウトル電報

亞墨利加合衆國上院ニテグリオンハツキ引上ケ

ノ議決シタリ
グリオンハツキハ緑背ナル者ヲ云フ未タ其

若干價位ニ當
スルヲ知ラス

大
文
房

第壹號

リウトルズ電報

千八百七十五年一月三日倫敦

西班牙女王イサベラノ皇子アルホンゾ首都マ
ドリットニ於テ國王ト公普セザレ軍隊之ヲ奉
セリ
マクマホンゾ唱聚セル諸党ノ首長憲法ヲ議ス
ル事ニ付異論ナカリケレモ政權ノ移傳ニ付キ
所見合ハサル事アリ

八年一月七日達ス

明治二十五年一月三日
議院中ニ第二等局設
立ノ議案第一號ヲ討論スベキヤト議事院ニ問
フ院中之ヲ拒ム者四百二十人之ヲ可トスル者
二百五十人ニシテ此議行ハレス
内閣ノ列員ハ
辭職シタリ
ローマ法皇ヨリメ廻文ヲ以テ本年罪障消滅ノ

第貳號

リウトル電報(月日ナシ)
ベルラム號船喜望峰ニ於テ難船シ水夫ハ死ヲ
免カレタリ

マルシヤル、マクマホン議事院中ニ第二等局設
立ノ議案第一號ヲ討論スベキヤト議事院ニ問
フ院中之ヲ拒ム者四百二十人之ヲ可トスル者
二百五十人ニシテ此議行ハレス
内閣ノ列員ハ
辭職シタリ
ローマ法皇ヨリメ廻文ヲ以テ本年罪障消滅ノ

寛典ヲ行ハント布告シタリ

一月十三日達ス

第三號

リユウトル電報

千八百七十五年一月十三日倫敦

マクマホン氏新タニ内閣ヲ編立セントスル計策
今日ニ至ルマテ未タ成ラス但シ内閣諸事務ハ
從來ノ内閣諸負假リニ暫ラク之ヲ領ス
アルホンゾバルセロナニ上陸ス國民大ニ喜悦シ衆
人行列ヲ設ケ寺院ニ賽シテ慶賀スル者アリ
魯西亞日耳曼壤地利アルホンゾヲ承認ス
新オルリーンズニ於テセリダンノ仲人ニ入り

シテ大イニ民情ニ背キ上院其意ヲ大統梁ニ詰
問セリ

達日失念二月十九日追記

第四號

リュウトル電報

千八百七十五年二月五日倫敦ヨリ
カルロス党ハ昨日ヲレルガノ戦ニ敗ラレタリ
○パムペリユナハ應援ヲ受ケタリ○王党ノ兵ハ
勝ニ乗シテ進軍ス○カルロス党ハ其翼ヲ困マ
レテ次第ニ退軍ス

達日失念二月十九日追記

大正
政
官

Vertical columns of handwritten text, likely a continuation of the telegraph or a related document.

第五号

リユウトル電報

千八百七十五年二月第九日倫敦發

昨日公會會同ヲ開ケリ女王ノ説話ニハ政府ハ
ブラツセルス會議ノ異見ニ引続イテ再應相談
ノタメニ申述ヲ好マカル下ヲ表スト

職工等賤輩ノ住家改革ノタメ一層善キ衛生法

ノタメフレンドリー、ソサイチース会社ノタメ

商賈船積積條例改正ノタメ保難ノ制限ヲ益スタ

メ公判確立ノタメニ裁判權ノ趣意ヲ論スル議

大正
政
官

案差出サル、トノ報知アリタリ

第六号

リウトルス電報

一千八百七十五年二月九日倫敦発ス

亜米利加ニテ再ヒ茶ノ税ヲ征セントスルハ疑

ハシキナリ

大文

第七号

リエウトル電報

千八百七十五年二月十二日倫敦発

千八百七十五年二月十二日紐育府ヨリノ電報

ニ因レハ米國公會ノ委員棉布、毛布、鉄鋼、砂糖ノ
新稅則議案ヲ決定セリ但シ茶及ヒ加非ハ無稅
ノ俟差置ク可キ由ナリ

以上三号二月中旬迄日失念

九
政
官

列國之通事官
特別の地位を有す
國、ハ考函定會、表見出、
十八日、
千八百七十五年二月十七日、
リユートル電報

第八號

リユートル電報

千八百七十五年二月十七日倫敦ヨリ

佛國諸執政辭職表ヲ差出シタリ

同年同月日新嘉坡ヨリ

今日新嘉坡ニテ支那囚人ノ牢破リアリ監獄ノ
長官暴殺セラレ監卒十六人傷ヲ蒙ル然レモ
既ニ鎮靜ニ属シタリ

十八日

大

Handwritten text in vertical columns, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is mostly illegible due to fading and bleed-through.

第九號

リユウトル電報

一千八百七十五年二月十八日倫敦發

キニリリ氏ハストークヲポントレントノ代

議士ニ選舉サレタリ

萬國公法會議ニ出席スルヲ英國ニテ嫌ヒタ

ルハ魯國ニ不快ノ念ヲ起サシメタリ

二月廿日來ル

九
出
一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十
二十一
二十二
二十三
二十四
二十五
二十六
二十七
二十八
二十九
三十
三十一
三十二
三十三
三十四
三十五
三十六
三十七
三十八
三十九
四十
四十一
四十二
四十三
四十四
四十五
四十六
四十七
四十八
四十九
五十
五十一
五十二
五十三
五十四
五十五
五十六
五十七
五十八
五十九
六十
六十一
六十二
六十三
六十四
六十五
六十六
六十七
六十八
六十九
七十
七十一
七十二
七十三
七十四
七十五
七十六
七十七
七十八
七十九
八十
八十一
八十二
八十三
八十四
八十五
八十六
八十七
八十八
八十九
九十
九十一
九十二
九十三
九十四
九十五
九十六
九十七
九十八
九十九
一百

第十號

リユウトル電報

一千八百七十五年二月二十二日倫敦發ス

キユスタウノ事件ニ就キカルリスト党ニ對シテ

日耳曼海軍ノ遠征ハ決定セラレタリ

廿四日來ル